平成２９年（フ）第６３００号
東京都板橋区大山町15―11―301
債務者　石田　靖浩
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３０４号
東京都港区浜松町１丁目12―３―603
債務者　阪本　優也
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３０６号
東京都国立市青柳３丁目６－１　第12新英マンション403
債務者　篠崎　敦子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３１８号
東京都江東区大島４丁目21―２―701
債務者　坂元　秀匡
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３２０号
東京都町田市常盤町3078―20
債務者　小田　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３２１号
神奈川県相模原市緑区城山２丁目２―32　ニューグランドヒルズ壱番館304
債務者　佐々木勇人
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３３４号
東京都立川市富士見町６丁目７―106
債務者　黒崎　繁男
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３３５号
東京都府中市是政５丁目２－１―301
債務者　平野　由紀
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３３６号
東京都江東区北砂７丁目８－３
債務者　岩切　光生
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３４１号
東京都中野区東中野４丁目12―15　ルーストＭＫⅡヴィレッヂ203
債務者　土屋　誠司
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３５２号
東京都国分寺市東恋ケ窪４丁目６－12　ステューディオ　Ｋ－１　202
債務者　廣谷　雅彦
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３５４号
東京都台東区根岸２丁目９－９―203
債務者　古澤　英之
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３５５号
東京都江東区亀戸６丁目51―11
債務者　松田　　宏
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３５８号
東京都江東区東砂２丁目６－４―301
債務者　藤嶋　清太
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３６１号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目10―４―203
債務者　榎本　　出
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７８号
東京都昭島市緑町３丁目18番14号
債務者　小笠原千恵子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月１日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部